

川島町環境基本計画の見直しについて

1 川島町環境基本計画の概要

- 「川島町環境保全条例(平成25年3月29日条例第17号)」第13条に基づき、環境の保全及び自然環境の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成27年3月に「川島町環境基本計画」を策定しました。
- 計画期間は平成27年度(2015年度)を初年度とし、令和11年度(2029年度)までの15年間で、5年ごとに見直しを行うこととしています。
- 計画の目標として、望ましい環境像「美しい景観・自然との共生 快適で活力ある かわじま」を掲げ、その実現のために、4つの分野ごとに基本方針を定めました。

川島町環境基本計画 望ましい環境像

～美しい景観・自然との共生 快適で活力ある かわじま～

①自然環境の保全

ひとり一人が自然から多くの恵みを楽しんでいることと、自然は一度損なわれると、元の状態に回復するまでに長い時間を必要とすることを理解した上で、水辺や緑などの身近な自然環境を保全しながら適正な利用を図ることにより、人と自然が共生できるまちづくりを進めます。

②生活環境の保全

ひとり一人が環境には許容限度があることを理解した上で、日常生活や事業活動に伴い発生する環境負荷の低減に努め、大気や水などを良好な状態に保つことにより、本町に住む人々の生活環境の保全を図り、健康が保たれ、安全・安心に暮らすことのできるまちづくりを進めます。

③快適環境の保全

ひとり一人が天然資源の消費と廃棄物の排出を通して、環境に負荷を与えていることを理解した上で、資源の適正な利用、及び廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進に努めることにより、資源循環が健全に維持され、ごみの散乱や不法投棄のない、清潔で快適なまちづくりを進めます。

④環境保全活動の推進

ひとり一人が環境学習等を通して様々な環境問題に対して理解を深め、自主的かつ積極的に環境保全活動に参加し、町、町民、事業者のすべての関係者が適正かつ公平な役割分担のもとで相互に連携・協力する仕組みづくりを進めることにより、恵み豊かな環境を未来へつなげます。

2 見直しの視点

川島町環境基本計画は、本町の環境行政を明確にし、環境保全や自然環境形成に関する総合的、体系的な取り組みを示したもので、望ましい環境像、環境目標を掲げ、その目標達成のため、町だけでなく、町民、事業者が一体となって推進するよう示しています。

そこで、今回の見直しにおいては、社会情勢の変化や町民や事業者が取り組んでいる環境に配慮した活動、環境保全活動への取り組みなどの動向を踏まえ、現在、本計画に掲げる取り組みの成果と課題を総点検し、次の視点に基づき見直し、追加修正等を行います。

- 環境を取り巻く社会情勢の変化や、本計画の取り組み状況を踏まえ、課題等の整理を行う。
- 新たな環境問題や国・県の施策を勘案し、施策や取り組みの見直し、追加等を行う。

3 計画見直しのスケジュール

内 容	令和2年					令和3年		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現行計画の見直し作業	■	■	■					
計画(案)の作成			■	■	■	■	■	
パブリックコメント					■	■		
環境保全審議会			○		○		○	